請　求　債　権　目　録 （１）

（扶養義務等に係る確定債権等）

□　　　法　務　局

　　　　　　　　　　所属公証人　　　　　　作成令和　　　年第　　　　号

□　　　地方法務局

公正証書の執行力のある正本に表示された下記金員及び執行費用

記

１　金　　　　　　　　　円

　　ただし，債権者，債務者間の　　　　　　　　　　　　　　　　　　　についての

　令和　　年　　月から令和　　年　　月まで１か月金　　　　　　　　　　　　　円

　の養育費の未払分（支払期　　　　　　　日）

２　金　　　　　　　　　円

　　ただし，執行費用

　　　　　（内訳）　本申立手数料　　　　　　　　金４，０００円

　　　　　　　　　　本申立書作成及び提出費用　　金１，０００円

　　　　　　　　　　差押命令正本送達費用　　　　金３，１９６円

　　　　　　　　　　資格証明書交付手数料　　　　金　　　　　円

　　　　　　　　　　送達証明書申請手数料　　　　金　　　　　円

　　　　　　　　　　執行文付与申請手数料　　　　金　　　　　円

　　合計金　　　　　　　　　円

　（注）該当する事項の□にレを付する。

請　求　債　権　目　録 （２）

（一般債権）

□　　　法　務　局

　　　　　　　　　　所属公証人　　　　　　作成令和　　　年第　　　　号

□　　　地方法務局

公正証書の執行力のある正本に表示された下記金員

記

１　元金　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

　　ただし，

２　損害金　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

　□　上記１に対する，令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

　　　　　　　　　　の割合による金員

　□　上記１の内金　　　　　　　　　円に対する，令和　　年　　月　　日から

　　令和　　年　　月　　日まで　　　　　　　　の割合による金員

合計　金　　　　　　　　円

　□　弁済期令和　　年　　月　　日　　　　□　最終弁済期令和　　年　　月　　日

　□　なお，債務者は，

　　に支払うべき金員の支払を怠り，令和　　年　　月　　日の経過により期限の利益

　　を喪失した。

　□　なお，債務者は，

　　に支払うべき金員の支払を怠り，その額が金　　　　　　　　　円に達したので，

　　令和　　年　　月　　日の経過により期限の利益を喪失した。

　□　なお，債務者は，

　　に支払うべき金員の支払を怠り，その額が　　回分以上に達したので，令和　　年

　　　　月　　日の経過により期限の利益を喪失した。

　□

　（注）該当する事項の□にレを付する。

請　求　債　権　目　録 （１）

【記載例】

（扶養義務等に係る確定債権等）

☑　東京　法　務　局

　　　　　　　　　　所属公証人　山田一郎　作成令和５年第　１２３　号

□　　　　地方法務局

公正証書の執行力のある正本に表示された下記金員及び執行費用

記

１　金１００，０００円

　　ただし，債権者，債務者間の長女　××　についての令和５年５月から令和５年９月まで１か月金２０，０００円の養育費の未払分（支払期毎月末日）

２　金１０，７４６円

　　ただし，執行費用

　　　　　（内訳）　本申立手数料　　　　　　　　金４，０００円

　　　　　　　　　　本申立書作成及び提出費用　　金１，０００円

　　　　　　　　　　差押命令正本送達費用　　　　金３，１９６円

　　　　　　　　　　資格証明書交付手数料　　　　金　　６００円

　　　　　　　　　　送達証明書申請手数料　　　　金　　２５０円

　　　　　　　　　　執行文付与申請手数料　　　　金１，７００円

　　合計金　１１０，７４６　円

　（注）該当する事項の□にレを付する。

請　求　債　権　目　録 （２）

【記載例】

（一般債権）

☑　東京　法　務　局

　　　　　　　　　　所属公証人　山田一郎　作成令和５年第　１２３　号

□　　　　地方法務局

公正証書の執行力のある正本に表示された下記金員

記

１　元金　　　　　　　　　金　１，０００，０００円

　　ただし，令和５年５月７日付け財産分与契約に基づく財産分与請求権

２　損害金　　　　　　　　金　１０，１０９円

　☑　上記１に対する，令和５年６月１日から令和５年１０月１日まで年３パーセ

　　ントの割合による金員

　□　上記１の内金　　　　　　　　　円に対する，令和　　年　　月　　日から

　　令和　　年　　月　　日まで　　　　　　　　の割合による金員

合計　金１，０１０，１０９円

　☑　弁済期令和５年５月３１日　　　　□　最終弁済期令和　　年　　月　　日

　□　なお，債務者は，

　　に支払うべき金員の支払を怠り，令和　　年　　月　　日の経過により期限の利益

　　を喪失した。

　□　なお，債務者は，

　　に支払うべき金員の支払を怠り，その額が金　　　　　　　　　円に達したので，

　　令和　　年　　月　　日の経過により期限の利益を喪失した。

　□　なお，債務者は，

　　に支払うべき金員の支払を怠り，その額が　　回分以上に達したので，令和　　年

　　　　月　　日の経過により期限の利益を喪失した。

　□

　（注）該当する事項の□にレを付する。